

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-012

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

政北経環査核 外
代ア大大察審 務
表大使使入参 長

総儀対会要厚情研
察人(在)警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 審政保対旅外
移 長

審総安平
長 企図

審軍不協
密

国 審行専入難地
長

ア 審地中東
長 参(東)西

北 審一二保
米 長

参 二
南 長

参西口東
長 二 西新洋
二 独

参一二アア
近 長 二 二

審総漁国
経 参経エ国
長 一ネ二
一 経途
一

参海 審準
経協長 審政調国開無
民 審緊評技有理

参参条協
条 長

参国析析調セ
情 長 二 二

総 番 号 R051017

主 管

月 7日

韓 国 発

亜 北

平成 7年 3月 7日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

山 下 大 使

在韓の爆者問題（新原爆ひ害者境界会長の当館来訪）

秘密指定解除

公文書監理室

第721号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO6587-02）

秘密指定解除

公文書監理室

秘

6日、韓国原爆被害者協会（以下、協会）の鄭相石(チョン・サンソク)新会長が就任の挨拶のために当館武蔵を来訪越したところ、その際に行われたやりとりの内容以下のとおり（当方、丸尾同席）。

1. 先方より、辛泳深(シン・ヨンソク)前会長は病に倒れ、人事不省に陥ったので、任期1年を残して自分が交代したと述べつつ、今後の協会の活動につき、個人的見解としながらも、以下のとおり述べた。

(1)（当方より、原爆被爆者の援護を目的に提出された40億円をもって建設が予定されている健康福祉センターを早急に建設していく必要があると述べたのに対し）ガイドラインが締結されたときに予定されていた7つの健康福祉センターの建設は、現実的ではないであろう。原爆被爆者が高齢となり、その数が年々減少していく中で健康福祉センターの建設が進められているが、狭川の健康福祉センターでさえやっと入札が行われる運びとなったところであり、今後まだ完成まで数年を要しよう。今後首都圏の健康福祉センターも建設されることになるものと思われるが、建設するのであれば、一日も早く建設されなければ役に立たないものになってしまうであろう。その他の施設について建設するとなれば、更に何年もかかり、現存する原爆被爆者の救済には間にあわないと考える。

(2) 韓国国内に在住する原爆被爆者は、何らの財産や技術もないまま帰国し、これまで被爆に伴う後遺症に苦しみながら生活してきた。韓国国内で原爆被爆者として登録している者は、かかる後遺症のため、満足に働くこともできず、わずかな生活保護の手当を受けて生活している。自分も協会に加入したのは、子供たちが独立した頃であり、中産以上の生活をしている者であれば、子供の結婚等を考慮し、自分が原爆被爆者であることは明らかにしない。現在協会のメンバーはいずれも苦しい生活をし、体調を崩した者である。地方の協会支部の会合には3

秘密指定解除

公文書監理室

秘

分の1の出席があれば良い方で、体が悪くて出席できない者が多い。
日本は戦後50周年を迎えるにあたり、原爆被害者援護法を制定したが、外国に居住する者は対象から除外された。しかし、天皇陛下の下で共に戦い、原爆の被害を受けた自分たちに対しても、右のような生活状況及び核兵器による被害という特殊性から、人道的な立場から日本に在住する原爆被爆者並みの手当が受けられるようにしてほしい。

2. これに対して、当方より、以下のとおり述べた。

- (1) 日韓間には85年の請求権・経済協力協定があり、我が国の法的責任という面では処理済みであるが、在韓被爆者の歴史的経緯及び性格の特殊性を勘案し、原爆被害者福祉基金を設けたものである。従って、日本に在住する原爆被爆者並みの手当は困難である（これに対し、先方は民間募金は出来ないかと述べていた）。
- (2) 原爆被害者福祉基金の使途に関しては、7か所の健康福祉センターを建設するというガイドラインがある。同施設の建設が現実的でないと指摘については本国に報告しておくが、いずれにせよ、本件事案の推進に当たっては、日韓間のガイドラインの精神を尊重することが不可欠である。ただ、こうした制約の中でも原爆被災者にとって最も有用なことをすべきと自分は考えるので、今後とも建設的な意見を伺いつつ、前述の制約の中で何か出来ることがあれば検討していきたい。

(丁)